

入 札 説 明 書

航空自衛隊第3輸送航空隊（美保基地）が発注する工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。細部は、契約担当官の指示による。

1 適用する入札公告

本説明書は、航空自衛隊第3輸送航空隊（美保基地）が入札公告に付した工事に適用する。

2 契約担当官等

航空自衛隊第3輸送航空隊（美保基地）会計隊長

〒684-0053 鳥取県境港市小篠津町2258

3 工事概要

(1) 工事名

各公告による。

(2) 工事場所

各公告による。

(3) 工事内容及び工事範囲

別添の仕様書のとおり。

(4) 工期

各公告による。

(5) 使用する主要な資機材

別添の仕様書のとおり。

※(6)及び(7)は、公告に見積活用方式とある場合に適用する。

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(8) その他

ア 受付窓口

〒684-0053 鳥取県境港市小篠津町2258

航空自衛隊第3輸送航空隊（美保基地）会計隊契約班

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

エ 各公告で示す工事場所の現場確認を希望する場合については、個別にア 受付窓口まで調整されたい。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における現在有効な一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す工事で級別の格付を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の各公告に示す工事に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が各公告に示す等級であること。

※(5)は、請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合に適用する。

- (5) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ 過去 15 年の間に、(5)に掲げる工事又は同類と認める工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (6) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号 28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 設計業務等の受注者等

主として、航空自衛隊第 3 輸送航空隊基地業務群施設隊または航空自衛隊第 7 警隊基地業務小隊施設班

6 担当部局

〒 6 8 4 - 0 0 5 3 鳥取県境港市小篠津町 2 2 5 8

航空自衛隊第 3 輸送航空隊（美保基地）会計隊契約班

TEL 0 8 5 9 - 4 5 - 0 2 1 1（内線 2 8 7）

FAX 0 8 5 9 - 4 5 - 0 7 0 4

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料及び資格審査結果通知書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4 (1)、(3) 及び (5) から (9) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて 4 (2) 及び (4) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4 (2) 及び (4) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、各公告による。

(2) 申請書は、別紙様式第 1 により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、過去 15 年間（基準）に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第 2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙様式第 3）」に記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記 4 (5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式第 2 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績はの件数は 1 件でよい。

イ 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第 4 に記載すること（請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合は、上記 4 (7)に掲げる資格があることを判断できるものであること。）。

記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第 4 に記載すること。ただし、契約担当官が必要と認めた場合に限る。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

※(4)及び(5)は、公告に見積活用方式とある場合に所要事項を示して適用する。

(4) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア 見積の提出方法等

(ア) 提出方法

上記 6 に持参又は郵送等により提出する。

(イ) 提出期限

各公告による。

イ 見積の作成方法

見積の作成にあたっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に係るものについて記載するものとする。

ウ 見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ア) 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記 6 に持参することにより提出する。

(イ) 提出期間

契約担当官が示す期間のうち（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで。

エ ウの質問に対する回答は、参加希望者に対しては同日 FAX にて回答を送信する。

オ 提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ア) 期間及びヒアリング会場

契約担当官が示す。

(イ) その他

本競争の参加希望者は、(ア)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（任意様式）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め 3 名程度とする。

(ウ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(エ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(オ) (エ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第 8 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

※(6)は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して実施する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

ア 日時及び場所

契約担当官が示す。

イ その他

企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、申請時に提出された返信用封筒により通知する一般競争参加資格確認通知書による。

(8) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 契約担当官の示す期間

イ 提出場所 6に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間

契約担当官の示す期間

イ 提出場所

6に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間

契約担当官の示す期間

イ 場所

6に同じ。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出手段は、各公告による。

(2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間等

各公告による。

イ 提出場所

上記 6 に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを 1 つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

(4) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、2 回目の入札において落札者がいない場合は、3 回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第 99 条の 2 の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の 10 分の 3）以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を書面により提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 作成例として交付した様式に準じ、あるいは業者任意の様式により、又は交付（公表）した数量書等にある総括表の校正に対応させ、経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等、法定福利費）を記載することとする。また、数量書を交付（公表）した場合は、直接工事費の明細書については、数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 数量書を交付（公表）した場合は、数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、

表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記 10(2) アに同じ。

イ 提出方法

上記 10(2) ウを参照。

ウ 提出場所

上記 6 に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

各公告による。

イ 開札場所

各公告による。

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度の入札に移行する。その際は、契約担当官が示す日時までに再度、入札書を提出するものとし、入札書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

14 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記 4 に掲げる資格のない者のした入札

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、再入札の日程を別に定め通知する。再入札等の実施要領については、契約担当官の指示による。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査（場合により、特別重点調査を含む。）を行うので、調査に協力しなければならない。

※16(1)は、請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合に適用する。

16 配置予定監理技術者の確認

- (1) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (2) 病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

※17 は、請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合に適用する。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が航空自衛隊第 2 航空団で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4 (7)に定める要件 と同一の要件（4 (7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

- (1) 65 点未満の工事成績評定を通知された者。
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知すること。

18 契約書作成の可否等

(1) 契約書作成の可否

各公告による。

(2) 適用する契約条項

各公告によるほか、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

19 支払条件

履行完了後、完了通知を受け、完成検査において合格とし、適法な請求書を受けた後、支払を行うものとする。

20 火災保険付保の可否

要。ただし、契約担当官が認めた場合は、この限りではない。

21 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

契約担当官が定める期間

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

上記6に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

23 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約条項を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

補則

1 工事契約に係る苦情処理

苦情及び再苦情の申立て等については、防整施（事）第148号（28. 3. 31）により、行うものとする。

2 低入札価格調査に係る特別重点調査

低入札価格調査に係る特別重点調査については、工事入札心得書による。

3 数量公開

数量公開については、工事入札心得書による。

4 入札回数、不落随契の原則禁止外

- (1) 再度入札で落札しない場合においては、特別な場合を除き不落随契は行わない。
- (2) 1回目の開札において予定価格と最低入札金額の差が大きい場合は、補足説明等を行い、積算の見直しに必要な時間を設けた上で2回目の入札を行う場合がある。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

航空自衛隊第3輸送航空隊（美保基地）が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき、「一般競争参加資格確認申請書」、「同種の工事の施工実績」、「配置予定の技術者」を作成のうえ、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成のうえ、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印のうえ申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。
工事種類、金額、規模等により、契約担当官が認めるもの
- (2) 記載する工事は、過去15年の間に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号28.3.31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しません。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号 28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、過去 15 年の間に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しません。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。

- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

提出は、契約担当官が必要と認めた場合に限りです。

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所（郵送等又は持参の場合）

〒684-0053 鳥取県境港市小篠津町2258

航空自衛隊第3輸送航空隊（美保基地）基地業務群会計隊

- (2) 提出方法

持参、郵送等

- (3) 提出期間

各公告による。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、契約担当官の示す期間までに持参により提出して下さい。

書面の提出先

〒684-0053 鳥取県境港市小篠津町2258

航空自衛隊第3輸送航空隊基地業務群会計隊

TEL 0859-45-0211（内線287）

- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

(5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒684-0053 鳥取県境港市小篠津町2258

航空自衛隊第3輸送航空隊基地業務群会計隊

TEL 0859-45-0211 (内線287)

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が附いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

(和暦) 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第 3 輸送航空隊
会計隊長 細川 龍太郎 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

令和 年 月 日付けで入札公告のありました 工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7 (3) エに定める契約書の写し
- 4 入札説明書 7 (3) ウに定める工程表を記載した書面

以上

注：1 電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 4 項は提出者のみ記載して下さい。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体/JV (出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注： 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配 置 予 定 の 技 術 者
会社名

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
最	終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る	資 格 ・ 免 許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	
	従 事 役 職	(現場代理人、主任（監理）技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任（監理）技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

注：1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。
ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

※工程表は、契約担当が必要と認める場合、徴取

工 程 表															
												工事名：			
												会社名：			
項 目	単 位	数 量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
■工程管理に対する技術的所見															